

居宅介護支援重要事項説明書

<令和7年4月1日現在>

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-3933-4126（午前8時50分～午後5時30分）

担当 小島 知美

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	若木ライフ
所在地	東京都板橋区若木1丁目21番3号
介護保険指定番号	居宅介護支援 11高介事指 (東京1371901990号)
サービスを提供する地域	板橋区全域

(2) 同事業所の職員体制

管 理 者(主任介護支援専門員)	常勤兼務	……	1名
主任介護支援専門員	常勤専従	……	1名
介護支援専門員	常勤専従	……	2名

(3) 営業時間

月～土	午前8時50分～午後5時30分
-----	-----------------

* 緊急連絡電話 03-3933-3900

(特別養護老人ホーム 若木ライフ)

* 休業日…日曜日・祭日・12月31日～1月3日。

(4) 24時間対応体制

上記(3)の緊急連絡電話にて休業日や夜間でも日直者または宿直者がお話を伺い、担当の介護支援専門員へ緊急連絡いたします。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

1. 申し込み ― 電話または窓口で承ります
2. 契 約 ― 当重要事項説明書と契約書の内容をご理解した上で、契約となります
3. サービス開始 ― ①アセスメントツールを使用し課題把握をします
 ②ご本人やご家族の希望を踏まえて、①の結果に基づき居宅サービス計画を作成します(必要に応じて会議を開催したり、居宅サービス計画を修正します)
 ③ご本人やご家族に居宅サービス計画を承認していただき、介護サービスが始まります
 ④原則として毎月訪問し、状況確認をします
 ⑤④の結果に基づき、①に戻り居宅サービス計画を修正することがあります

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

＊ 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行します。

このサービス提供証明書を後日、住所地の区の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

項目		単位数	金額
居宅介護支援費Ⅰ	要介護 1・2	1,086	12,380 円/月
(40 件未満)	要介護 3・4・5	1,411	16,085 円/月
居宅介護支援費Ⅱ	要介護 1・2	544	6,201 円/月
(40 件以上 60 件未満)	要介護 3・4・5	704	8,025 円/月
居宅介護支援費Ⅲ	要介護 1・2	326	3,716 円/月
(60 件未満)	要介護 3・4・5	422	4,810 円/月
初回		300	3,420 円/月
入院時情報連携加算Ⅰ		250	2,850 円/月
入院時情報連携加算Ⅱ		200	2,280 円/月
退院・退所加算(Ⅰ)イ		450	5,130 円/月
退院・退所加算(Ⅰ)ロ		600	6,840 円/月
退院・退所加算(Ⅱ)イ		600	6,840 円/月
退院・退所加算(Ⅱ)ロ		750	8,550 円/月
退院・退所加算(Ⅲ)		900	10,260 円/月
緊急時居宅カンファレンス加算		200	2,280 円/月
ターミナルケアマネジメント加算		400	4,560 円/月
通院時情報連携加算		50	570 円/月
特定事業所加算Ⅰ		519	5,916 円/月
特定事業所加算Ⅱ		421	4,799 円/月
特定事業所加算Ⅲ		323	3,682 円/月
特定事業所加算 A		114	1,299 円/月
特定事業所医療介護連携加算		125	1,425 円/月

※入院時に担当ケアマネージャーの氏名等を入院先医療機関に提供される事で医療機関との連携を促進いたします。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

自動車を使用した場合、事業所より片道おおむね1km未満 0円、1km以上1kmにつき100円となります。

(3) 解約料

お客さまのご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	要介護1・2	12,380円
	要介護3～5	16,085円
保険者(区市町村)への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合	料金は一切かかりません	

(4) その他

第10条3項に定めている複写物の費用として、1枚につき10円をいただきます。

(B4規格までとする)

(5) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、2週間以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、銀行振込、現金集金の2通りの中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・お客様が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援・非該当(自立)と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

お客様やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほど

の行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

6. 当社の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

利用者の心身の状況、様々な環境等に応じて、可能な限り居宅で日常生活が続けられるよう利用者の立場に立って支援いたします。

支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切なサービスを、多様な業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場で対応いたします。

利用者の意思に基づいた契約であることを確保する為、利用者やその家族は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。利用者やその家族にご説明いたします。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

居宅介護支援の実施にあたっては、適切な介護サービス計画が迅速に立てられるよう、課題把握に厚生省の基準を満たした当事業所独自のアセスメントツールを使用します。

(3) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出ください
調査(課題把握)の方法	有	厚生省の基準を満たしたアセスメントツールを使用します。
情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達を目的とした会議の開催	有	週1回
介護支援専門員への研修の実施	有	月1回
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客さまのご都合により解約した場合の解約料	有	4(3)解約料を参照してください

(4) ケアマネジメントの公正中立性の確保

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

(5) 虐待防止に関する体制について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の規定に基づき、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の早期発見、迅速な保護及び養護者に対する支援を適切に実施および虐待の防止のために、行政機関と連携し取り組み、高齢者虐待に関する理解を深めるための研修参加や虐待を防止する為の研修を実施します。

(6) 災害・非常時への対応

社会福祉法人信隆会 特別養護老人ホーム若木ライフの規定に則り実施します。

消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画を立て、関係機関や地域と連携して通報及び避難訓練を実施します。

また、感染症や非常災害の発生時には、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従って実施します。

7. 事故発生時の対応

介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等、区市町村、関係医療機関等への連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の発生状況及び今後の対応等報告致します。

※賠償すべき事故が発生した場合には速やかに必要な損害賠償を行います。

8. サービス内容に関する苦情

① 当社お客さま相談・苦情担当

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情およびサービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情は下記担当者までご連絡下さい。

ご相談・苦情があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

担当 平間

電話 03-3933-3900

② その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

板橋区 受付 月～金(午前9時～午後5時)

担当 介護保険苦情相談室

電話 03-3579-2079

国民健康保険団体連合会

苦情・相談受付専用ダイヤル 電話 03-6238-0177

9. 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 信隆会
代表者役職・氏名	理事長 大畑 広次
本社所在地・電話番号	東京都板橋区若木1丁目21番3号 03-3933-3900（特別養護老人ホーム 若木ライフ）
定款の目的に定めた事業	1、特別養護老人ホーム 2、短期入所生活介護事業 3、通所介護事業 4、居宅介護支援事業 5、地域包括支援センター 6、ケアハウス志村ハイライフ

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者
所在地 東京都板橋区若木一丁目21番3号
名 称 若木ライフ

説明者 氏名 小島 知美 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
 氏名 印

代理人又は保証人 住所
 氏名 印